

株 主 各 位

神戸市中央区浪花町15番地
株式
会社 **ノザワ**
代表取締役社長 野澤俊也

第150回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第150回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目15番3号
兵庫県農業共済会館 4階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第150期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第150期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 案 剰余金の処分の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nozawa-kobe.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

・企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、在庫調整の一巡や経済対策の効果等により、製造業を中心に一部で底打ちの兆しが見られました。しかしながら、内需低迷による雇用情勢の悪化、デフレ局面への進行も懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況となっています。建築材料業界におきましても、公共投資の減少、企業業績の悪化に伴う民間設備投資の中止・延期、住宅着工戸数の減少等から競争が一層激化し、非常に厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループでは、建設・住宅・土木市場での安定的な商品供給のため、商品の性能・品質を更に向上させ、既存商品の販売拡大に取り組むとともに、商品群と新工法の充実を図りました。当連結会計年度におきましては、リブ（意匠）幅を変えることによりランダム（不連続）に見えながら壁面全体では統一感を感じる新デザインパネル「プライムライン」を4月から発売、開発部門に新たに設置した商品設計部で新商品の市場定着と顧客プロジェクトへの積極的な対応を行い、今年度5物件の採用、期末時点では9物件の受注残高を有しています。また、工法面では耐震軽量鉄骨天井下地を用いアスロックの留付けが出来る「アスロック天井工法」を開発いたしました。

海外市場につきましては、中国・台湾・韓国で事業を展開し、特に中国では上海万博向けの大型物件を受注する等積極的な営業活動を行いました。

生産部門では、内製化を推進し外注費を削減、また、エンジニアリング部を関東・関西の2拠点から関東1拠点へ集約させ設備投資額の抑制に努めました。販売部門では、4月より静岡営業所を東京支店に統合し、営業人員の有効配置により営業効率を高めるとともに、東京・名古屋・関西支店内にはゼネコン営業に特化した販売促進課を設け受注量の増加を図りました。また、当社グループの(株)ノザワ商事と連携してワーキングチームを編成、工事での施工改善によるコストダウンにも取り組みました。更に、全支店のデリバリー業務を埼玉工場・播州工場へ集約し、受注情報を一元管理することによる生産の平準化と物流コスト削減を進めました。管理部門におきましても、営業データベースの構築等IT活用による効率アップと販売費及び一般管理費の削減に取り組みました。

これらの結果、品種別の売上高については、押出成形セメント製品では、主力の押出成形セメント板「アスロック」は91億80百万円（前年同期比1.8%増加）と堅調に推移しましたが、住宅用軽量外壁材は住宅着工戸数減少の影響を受け15億30百万円（前年同期比9.8%減少）、スレート関連は11億8百万円（前年同期比16.2%減少）、石綿除去工事は6億80百万円（前年同期比39.1%減少）となったこと等から当連結会計年度の売上高は162億88百万円（前年同期比8.3%減少）となりました。

利益面については、生産性の向上や外注費削減等による製造原価低減、販売費及び一般管理費のコスト削減及び業務の効率化を強力に推進しました結果、営業利益は4億10百万円（前年同期比1億63百万円増加）、経常利益は2億82百万円（前年同期比82百万円増加）となりました。当期純利益については、退職金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行することに伴う退職給付制度終了損1億30百万円及び投資有価証券評価損19百万円を特別損失として計上しましたが、固定資産売却益2億22百万円を特別利益に計上し、2億31百万円（前年同期比1億80百万円増加）となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

(1) 押出成形セメント製品部門（アスロック、住宅用軽量外壁材）

アスロックは、商品の性能・品質を更に向上させるとともに、新商品・新工法の開発による受注拡大を図り、また海外事業におきましても積極的な営業活動を行い、売上高は91億80百万円（前年同期比1.8%増加）となりました。住宅用軽量外壁材は住宅着工戸数減少の影響を受け15億30百万円（前年同期比9.8%減少）となりました。その結果、当部門の売上高は107億11百万円（前年同期比4百万円減少）となりました。

(2) スレート部門

住宅設備市場での拡販及びハイパート外断熱工事やスレトリフレッシュ工事等の環境対策工事の市場開拓に注力してまいりましたが、住宅設備市場の低迷等により、当部門の売上高は11億8百万円（前年同期比16.2%減少）となりました。

(3) その他部門

需要の低迷による耐火被覆工事の減少や、石綿除去工事が市場規模の縮小及び競争の激化による影響を受けたこと等から、当部門の売上高は44億67百万円（前年同期比21.8%減少）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、埼玉工場及び播州工場の「アスロック」の製造設備の増設等を実施し、総額99百万円となりました。

3. 資金調達の状況

資金調達の安定化、資金効率・金融収支の改善を目的として、取引金融機関と総額20億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約及び総額74億円のシンジケートローン契約を締結いたしております。

4. 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、景気後退は一部では最悪期から脱しつつあるものの、依然として厳しい環境が続くものと思われまます。また、建築材料業界におきましても、設備投資の停滞、競争激化による市場の低迷等、今後厳しい状況で推移することが予想されます。

このような中、主力の押出成形セメント板「アスロック」は、今年、発売40周年を迎えます。当社グループは、今後も幅広い顧客ニーズを先取りした新商品・新工法開発により、建材事業・環境対策事業・海外事業の拡大に取り組みます。

研究開発部門では、高層・超高層建築物の外装に必要とされる性能を兼ね備え、意匠性、耐久性にも優れ、かつ無足場工法での取り付けが可能な高層建築向け押出成形セメント板カーテンウォール「アルカス」を開発、高さ120mの超高層ビルでの第1号物件の施工を完了いたしました。4月より正式に発売し10月からの本格的な出荷に対応してまいります。また、改正省エネ法の施行により、今後急速な普及が見込まれる太陽光発電に着目し、押出成形セメント板「アスロック」に太陽電池を組み込み、ビル建築向けに「太陽電池一体型外壁システム」を習志野化工(株)と共同開発、7月より販売を開始する予定です。

環境対策事業については、マイケミカル事業部において、当社の長年にわたる建材開発に係る無機材料の改質技術を応用し、農業用肥料「マインマグ」を東京農業大学と共同開発いたしました。農作物の病虫害に対する耐性を高め、光合成の増進や養分吸収の促進、また土壌の改善や農薬の使用削減に役立つ肥料として3月より販売を開始しました。また、環境への関心の高まりやリフォーム・リニューアルに対する顧客ニーズを捉え、ハイパート外断熱工事・スレートリフレッシュ工事・アスベスト対策工事・クリーニング事業等に注力し市場拡大を図ります。

海外事業では、中国・台湾・韓国市場に対して、各国の状況に応じた商品化・工法開発を推進し、特に中国市場については、営業人員を増員し、旺盛な建築市場での大口物件の受注・施工に対応してまいります。

生産面においては、更なる内製化を推進するとともに、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）による品質の向上と納期の短縮、需要動向に応じた人員のシフトを迅速かつ柔軟に行う生産体制により収益向上につなげます。また、埼玉工場では3億円をかけて生産ラインを改造し、素材・原料面等あらゆる方面から新押出技術の開発を進め、「アスロック」の更なる品質向上と、建設・住宅・土木市場での商品群拡充を図ります。管理面では物流費や諸経費のコストダウンに取り組むとともに、有利子負債の圧縮により財務体質を改善し、経営基盤の強化を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (当連結会計年度)
売 上 高	千円 21,469,667	千円 19,253,558	千円 17,756,053	千円 16,288,227
経 常 利 益	千円 979,747	千円 368,318	千円 200,224	千円 282,951
当 期 純 利 益	千円 481,051	千円 171,387	千円 51,262	千円 231,346
1株当たり当期純利益	20円59銭	7円34銭	2円20銭	9円91銭
総 資 産	千円 22,592,047	千円 20,935,918	千円 20,700,839	千円 21,191,374
純 資 産	千円 8,540,820	千円 8,068,164	千円 7,687,821	千円 8,019,811

(注) 1. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数より算出しております。なお、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ノ ザ ワ 商 事	神戸市中央区	百万円 50	100%	建設資材販売及び一般建設業
株式会社ノザワトレーディング	神戸市中央区	10	100	損害保険代理業及び生命保険募集業

(注) 出資比率は間接保有割合を含んでおります。

7. 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループは、押出成形セメント製品（アスロック・住宅用軽量外壁材）、スレート、不燃混和材、耐火被覆材（コーベックス）等の製造・販売・施工及び石綿除去工事並びに建設資材販売、肥料の製造・販売、一般建設業、損害保険代理業、生命保険募集業を行っております。

8. 主要な事業所（平成22年3月31日現在）

(1) 当社

株式会社ノザワ	本社	支店	神戸市中央区浪花町15番地 札幌（札幌市） 仙台（仙台市） 東京（東京都中央区） 名古屋（名古屋市） 関西（神戸市） 広島（広島市） 九州（福岡市）
		工場	埼玉（埼玉県吉見町） 播州（兵庫県播磨町） 高砂（兵庫県高砂市） フラノ（北海道富良野市）
		技術研究所	埼玉県深谷市

(2) 子会社

株式会社ノザワ商事	本社	支店	神戸市中央区浪花町15番地 東京（東京都中央区） 名古屋（名古屋市） 関西（神戸市）
株式会社ノザワトレーディング	本社		神戸市中央区浪花町15番地

9. 従業員の状況（平成22年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	（前期末比増減）
333名	（13名減）

（注） なお、従業員の中には臨時従業員61名（前期74名）は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
308名	（11名減）	42.8歳	19.8年

（注） 年齢、勤続年数とも、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。
なお、従業員の中には臨時従業員54名（前期66名）は含んでおりません。

10. 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,552,000千円
株式会社山口銀行	931,026
兵庫県信用農業協同組合連合会	859,868
株式会社みなと銀行	629,026

（注） 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

・会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

- 1．発行可能株式総数 60,000,000株
- 2．発行済株式の総数 24,150,000株（自己株式809,036株を含む）
- 3．株主数 2,391名
- 4．大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社	1,749千株	7.49%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,744	7.47
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,153	4.94
神 栄 株 式 会 社	973	4.16
ケ ー オ ー デ ィ ー 株 式 会 社	836	3.58
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	724	3.10
ノ ザ ワ 従 業 員 持 株 会	614	2.63
C B C 株 式 会 社	603	2.58
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	577	2.47
日 工 株 式 会 社	568	2.43

- (注) 1．持株数は千株未満の端数を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 2．当社は自己株式（809,036株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 - 3．持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

・会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

・会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野 澤 俊 也	
専 務 取 締 役	佐々木 三七司	技術・NNPS担当
専 務 取 締 役	豊 田 和 冲	販売本部長
常 務 取 締 役	三 原 伸 夫	管理本部長
常 務 取 締 役	山 口 幸 久	技術本部長
常 務 取 締 役	田 淵 義 章	販売本部副本部長
取 締 役	坂 本 茂 紀	関西支店長
取 締 役	松 永 豊	管理本部副本部長兼総務部長
監査役（常勤）	吉 田 慎 祐	
監 査 役	出 島 信 彦	税理士、(株)奥村組社外監査役
監 査 役	堀 田 昌 展	
監 査 役	浦 正 喜	税理士、(株)鴻池組社外監査役、 鳳ホールディングス(株)社外監査役

- (注) 1. 監査役出島信彦氏、堀田昌展氏及び浦 正喜氏は、社外監査役であります。
2. 監査役吉田慎祐氏は、多年にわたり当社の管理本部担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役出島信彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役堀田昌展氏は、金融機関の取締役等の経験を有し、財務、会計、会社経営等に関する相当程度の知見を有するものであります。
 監査役浦 正喜氏は、大阪証券取引所が定める独立役員として届出しております。また、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 上記 の各氏は平成21年6月26日開催の第149回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 当事業年度中に退任した監査役
 監 査 役 大 西 努 平成21年6月26日辞任

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 8名 132,239千円
 監査役 5名 18,356千円 (うち社外監査役 3名 8,162千円)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役(4名)の使用人給与相当額24,828千円(賞与を含む)は含まれておりません。
 上記の監査役の支給人員には、平成21年6月26日開催の第149回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

- ・社外監査役出島信彦氏の兼職先である(株)奥村組は、当社の子会社である(株)ノザワ商事と工事請負等の取引関係があります。
- ・社外監査役浦正喜氏の兼職先である(株)鴻池組は、当社の子会社である(株)ノザワ商事と工事請負等の取引関係がありますが、鳳ホールディングス(株)とは特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動の状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	出島 信彦	当事業年度の取締役会には、15回中14回、また監査役会には9回中8回出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	堀田 昌展	当事業年度の取締役会には、15回中15回、また監査役会には9回中9回出席し、金融機関等での長年の経験から幅広い視点での発言を行っております。
社外監査役	浦 正喜	就任後の取締役会には、12回中12回、また監査役会には6回中6回出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

1. 名称 新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬額 25,500千円
 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

・会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業行動指針をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を定め、法令・定款及び社会規範を遵守した行動規範とする。
コンプライアンス推進委員会を所管するコンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。コンプライアンス担当取締役を委員長とする社内倫理委員会において、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会へ報告し是正を図る。
取締役及び監査役が当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに社内倫理委員会事務局に報告するものとする。使用人がコンプライアンス上問題ある行為等について発見した場合には、コンプライアンス・ホットラインを通じて直接情報提供を行う。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する文書管理規程を定める。
取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
不測の事態が発生した場合には、担当取締役は社長に報告し対策本部を設け迅速に対応する。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長及び本部長を委嘱された取締役で構成する本部長会を経て、取締役会で審議・承認を行うものとする。
取締役会の決定に基づく業務執行については、業務運営規則に、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。

- (5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する部署を設け、当社及びグループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
当社取締役及びグループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役及び監査役、グループ会社社長に報告する。監査室は必要に応じて、内部統制の改善策を指導、実施の支援・助言を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を報告する。監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、顧問弁護士及び監査契約を締結した監査法人の公認会計士より、監査業務に関する助言を受けることができる。
監査役は、社長・取締役と定期的に意見交換を行う。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の中長期的な経営基本戦略等当社の目標としております企業像は下記のとおりです。

1. 建設部材、システム分野での開発型企業を目指し、建築・住宅・土木の3市場での安定的な商品供給による強固な経営基盤を持つ企業
2. 技術力を背景とした差別化（品質・納期・コストの絶対的優位性）を推進するオンリーワン企業
3. 環境保全を主眼においた次世代の事業を模索し、人々にやすらぎと安心を提供し、社会への貢献を企業の発展と考える企業

これらを実現するため、「安全第一、法令遵守、人権尊重、環境保全」の基本原則を大前提に、当社の経営の2本柱である中長期計画、NNPS（ノザワ・ニュー・プロダクション・システム）活動を着実に実行することによって、当社のもつ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を継続、発展させ、当社及び当社グループ会社の企業価値及び株主共同の利益の向上に繋がられるものと考えております。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、買収防衛策の導入根拠、手続き等を定めた定款変更議案及び変更された定款に基づき当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プランといいます」）の導入を決議しました。

なお、本プランの内容につきましては、以下のとおりであります。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランにおきましては、()当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または()当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付またはこれらに類似する行為（以下「買付等」と総称します。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案等が、経営陣から独立した者より構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべき旨、または株主の意思を確認すべき旨を勧告します。当社取締役会は、この勧告または株主意思確認総会若しくは書面投票の決定に基づき、原則として新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定める割合で、新株予約権を無償で割当てます。

この新株予約権は、1円以上で当社取締役会が無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、1株を上限として当社取締役会が無償割当ての決議において定める当社普通株式を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができるものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プランの導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります。(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に資するものであり、また、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記(3)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断または株主意思の確認を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会でいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の経営陣の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(7,348,276)	流動負債	(6,159,560)
現金及び預金	2,732,386	支払手形及び買掛金	2,056,849
受取手形及び売掛金	3,354,039	短期借入金	2,848,000
商品及び製品	265,419	1年内償還予定の社債	20,000
原材料及び貯蔵品	75,925	リ－ス債務	14,223
未成工事支出金	298,099	未払法人税等	233,014
繰延税金資産	146,384	賞与引当金	179,150
その他の他	500,849	その他の他	808,322
貸倒引当金	24,828	固定負債	(7,012,002)
固定資産	(13,842,230)	社債	30,000
(有形固定資産)	(11,200,484)	長期借入金	2,885,000
建物及び構築物	2,688,938	リ－ス債務	62,493
機械装置及び運搬具	1,005,940	再評価に係る繰延税金負債	2,277,849
土地	7,284,080	退職給付引当金	1,223,930
リ－ス資産	73,451	その他の他	532,729
建設仮勘定	20,593	負債合計	13,171,562
その他の他	127,480	(純資産の部)	
(無形固定資産)	(15,909)	株主資本	(4,879,666)
電話加入権	8,359	資本金	2,449,000
ソフトウェア	4,003	資本剰余金	1,470,572
その他の他	3,547	利益剰余金	1,006,394
(投資その他の資産)	(2,625,835)	自己株式	46,299
投資有価証券	1,422,840	評価・換算差額等	(3,140,145)
繰延税金資産	407,401	その他有価証券評価差額金	253
その他の他	887,527	土地再評価差額金	3,140,398
貸倒引当金	91,933	純資産合計	8,019,811
繰延資産	(867)	負債純資産合計	21,191,374
社債発行費	867		
資産合計	21,191,374		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,288,227
売上原価	11,937,288
売上総利益	4,350,939
販売費及び一般管理費	3,940,399
営業利益	410,539
営業外収益	
受取利息	3,950
受取配当金	28,249
その他	37,585
営業外費用	
支払利息	91,173
その他	106,199
経常利益	282,951
特別利益	
固定資産売却益	222,133
特別損失	
投資有価証券評価損	19,363
固定資産除却損	4,669
退職給付制度終了損	130,564
税金等調整前当期純利益	350,488
法人税、住民税及び事業税	234,804
法人税等調整額	115,662
当期純利益	231,346

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	2,449,000	1,470,572	821,734	45,963	4,695,343
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			46,686		46,686
当 期 純 利 益			231,346		231,346
自 己 株 式 の 取 得				335	335
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			184,659	335	184,323
平成22年3月31日残高	2,449,000	1,470,572	1,006,394	46,299	4,879,666

(単位：千円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成21年3月31日残高	147,920	3,140,398	2,992,478	7,687,821
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				46,686
当 期 純 利 益				231,346
自 己 株 式 の 取 得				335
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	147,666		147,666	147,666
連結会計年度中の変動額合計	147,666		147,666	331,990
平成22年3月31日残高	253	3,140,398	3,140,145	8,019,811

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、連結注記表に記載しております。

連 結 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。
2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び名称 2社(株)ノザワ商事、(株)ノザワトレーディング)
非連結子会社 該当事項はありません。
 - (2) 持分法の適用に関する事項
非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。
 - (3) 連結子会社の事業年度に関する事項
連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。
 - (4) 会計処理基準に関する事項
重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券
その他有価証券.....時価のあるもの
連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ロ. デリバティブ.....時価法
 - ハ. たな卸資産
商品及び製品、原材料及び貯蔵品
.....移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
未成工事支出金.....個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産(リース資産を除く)
.....建物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお、建物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。
無形固定資産(リース資産を除く)
.....定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - リース資産.....所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - 長期前払費用.....均等償却を採用しております。

重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金..... 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。なお、これによる損益及び未認識数理計算上の差異に与える影響はありません。

(追加情報)

当社及び連結子会社の退職給付制度は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度と退職一時金制度を設けております。なお、当社及び連結子会社は、平成22年4月1日より適格退職年金制度と一部の退職一時金制度について確定拠出年金制度へ移行します。本移行に伴い社内必要な手続きは全て終了しているため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、退職給付制度終了損130,564千円を特別損失として計上しております。

従業員の平均残存勤務期間が短縮されたことに伴い、数理計算上の差異の費用処理年数を15年から11年に変更しております。この結果、当連結会計年度の退職給付費用が20,222千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な繰延資産の処理方法

社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利

ヘッジ方針..... 「デリバティブ取引の取扱いおよびリスク管理に関する規程」及び「社内規程」に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法... 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理..... 税抜方式によっております。

収益及び費用の計上基準..... 完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

（会計方針の変更）

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度から適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の売上高は143,399千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ5,997千円増加しております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しております。

3. 連結貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,221,978千円

(2) 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

工場財団

建物及び構築物 1,236,560千円

機械装置及び運搬具 958,677千円

土地 6,317,920千円

小計 8,513,157千円

その他

建物及び構築物 1,280,631千円

土地 572,050千円

預金 50,000千円

投資有価証券 231,299千円

小計 2,133,981千円

合計 10,647,139千円

担保に係る債務

長期借入金 2,338,147千円

(1年以内返済予定分を含む)

買掛金 12,937千円

(3) 偶発債務

平成19年10月1日付けで石綿健康障害による労災認定者であり当社の事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 24,150,000株

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数 普通株式 809,036株

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	46,686千円	2円	平成21年 3月31日	平成21年 6月29日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

付議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	46,681千円	2円	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（ ）	時価（ ）	差額
(1) 現金及び預金	2,732,386	2,732,386	
(2) 受取手形及び売掛金	3,354,039	3,354,039	
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,377,179	1,377,179	
(4) 支払手形及び買掛金	(2,056,849)	(2,056,849)	
(5) 短期借入金	(2,848,000)	(2,848,000)	
(6) 長期借入金	(2,885,000)	(2,885,113)	113
(7) デリバティブ取引			

（ ） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) デリバティブ取引

当連結会計年度末において金利スワップ取引残高はありません。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額45,660千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度から平成20年3月10日改正の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第10号)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計適用指針第19号)を適用しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価を基礎とした金額が、当該時価を基礎とした総資産との比較において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	343円59銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円91銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他注記事項に関する注記

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日 公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

3,206,866千円

(2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高 1,237,173千円

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(6,764,457)	流動負債	(5,945,689)
現金及び預金	2,709,332	支払手形	989,946
受取手形	1,438,049	買掛金	1,110,020
売掛金	1,642,180	短期借入金	360,000
商品及び製品	265,419	1年内返済予定の長期借入金	2,488,000
原材料及び貯蔵品	76,090	関係会社短期借入金	263,891
未成工事支出金	26,662	1年内償還予定の社債	20,000
前払費用	104,978	リース債務	14,223
繰延税金資産	129,631	未払金	101,905
未収入金	360,086	未払費用	183,699
その他の金	15,026	未払法人税等	211,726
貸倒引当金	3,000	未成工事受入金	3,268
固定資産	(13,649,796)	預り金	29,027
(有形固定資産)	(11,200,122)	賞与引当金	165,000
建物	2,586,037	設備関係支払手形	4,756
構築物	102,850	その他	224
機械及び装置	1,000,883	固定負債	(6,987,234)
車両運搬具	5,056	社債	30,000
工具、器具及び備品	127,169	長期借入金	2,885,000
土地	7,284,080	リース債務	62,493
リース資産	73,451	再評価に係る繰延税金負債	2,277,849
建設仮勘定	20,593	退職給付引当金	1,223,930
(無形固定資産)	(15,541)	受入保証金	352,711
電話加入権	7,990	その他	155,249
ソフトウェア	4,003	負債合計	12,932,924
その他の資産	3,547	(純資産の部)	
(投資その他の資産)	(2,434,133)	株主資本	(4,324,319)
投資有価証券	1,363,037	資本	2,449,000
関係会社株	40,000	資本剰余金	1,190,882
出資	20	資本準備金	612,250
従業員に対する長期貸付金	8,378	その他資本剰余金	578,632
破産更生債権等	22,118	利益剰余金	825,560
長期前払費用	27,095	その他利益剰余金	825,560
差入保証金	220,486	繰越利益剰余金	825,560
保険積立金	401,607	自己株	141,123
投資不動産	0	評価・換算差額等	(3,157,877)
繰延税金資産	378,508	その他有価証券評価差額金	17,479
貸倒引当金	27,118	土地再評価差額金	3,140,398
繰延資産	(867)	純資産合計	7,482,197
社債発行費	867	負債純資産合計	20,415,121
資産合計	20,415,121		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,908,253
売上原価	9,032,711
売上総利益	3,875,542
販売費及び一般管理費	3,551,155
営業利益	324,387
営業外収益	1,455
受取利息	27,431
受取配当金	70,320
その他	99,206
営業外費用	97,150
支払利息	111,490
その他	208,640
経常利益	214,953
特別利益	222,133
固定資産売却益	3,208
貸倒引当金戻入益	225,341
特別損失	18,191
投資有価証券評価損	4,669
固定資産除却損	130,564
退職給付制度終了損	153,424
税引前当期純利益	286,870
法人税、住民税及び事業税	204,620
法人税等調整額	110,252
当期純利益	192,503

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
平成21年3月31日残高	2,449,000	612,250	578,632	679,744	140,787	4,178,839
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				46,686		46,686
当期純利益				192,503		192,503
自己株式の取得					335	335
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計				145,816	335	145,480
平成22年3月31日残高	2,449,000	612,250	578,632	825,560	141,123	4,324,319

(単位：千円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成21年3月31日残高	136,877	3,140,398	3,003,521	7,182,360
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				46,686
当期純利益				192,503
自己株式の取得				335
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	154,356		154,356	154,356
事業年度中の変動額合計	154,356		154,356	299,837
平成22年3月31日残高	17,479	3,140,398	3,157,877	7,482,197

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
その他の注記事項は、個別注記表に記載しております。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券.....時価のあるもの

事業年度末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ.....時価法

たな卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

.....移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

.....個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

.....建物及び埼玉工場以外の資産については定率法を採用しております。なお、建物及び埼玉工場の資産については定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

.....定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産.....所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用.....均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。なお、これによる損益及び未認識数理計算上の差異に与える影響はありません。

(追加情報)

当社の退職給付制度は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度と退職一時金制度を設けております。なお、当社は、平成22年4月1日より適格退職年金制度と一部の退職一時金制度について確定拠出年金制度へ移行します。本移行に伴い社内が必要な手続きは全て終了しているため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用し、退職給付制度終了損130,564千円を特別損失として計上しております。

従業員の平均残存勤務期間が短縮されたことに伴い、数理計算上の差異の費用処理年数を15年から11年に変更しております。この結果、当事業年度の退職給付費用が20,222千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

(4) 収益及び費用の計上基準..... 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(会計方針の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度から適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、これによる当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費..... 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法... 原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段..... 金利スワップ

ヘッジ対象..... 借入金利

ヘッジ方針..... 「デリバティブ取引の取扱いおよびリスク管理に関する規程」及び「社内規程」に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法... 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

消費税等の会計処理..... 税抜方式によっております。

3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,218,971千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

受取手形 277,927千円

売掛金 146,049千円

短期金銭債務

支払手形 363,815千円

買掛金 100,536千円

(3) 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

工場財団

建物 1,141,876千円

構築物 94,684千円

機械及び装置 958,677千円

土地 6,317,920千円

小計 8,513,157千円

その他

建物 1,280,631千円

土地 572,050千円

預金 50,000千円

投資有価証券 191,150千円

小計 2,093,832千円

合計 10,606,990千円

担保に係る債務

長期借入金 2,338,147千円

(1年以内返済予定分を含む)

(4) 偶発債務

平成19年10月1日付けで石綿健康障害による労災認定者であり当社の事業活動と直接因果関係が認められるものに対する補償制度を導入したことから、将来当該制度に基づき補償負担が発生する可能性があります。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

売上高 1,268,571千円

仕入高 1,421,199千円

(2) 営業取引以外の取引高 46,595千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数の種類及び総数 普通株式 809,036株

6. リースにより使用する固定資産（貸借対照表に計上したものを除く）に関する注記

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額 315,793千円

(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額 223,806千円

(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額 91,986千円

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産・繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次の通りです。

(繰延税金資産)

賞与引当金	67,039千円
投資有価証券評価損否認	1,836千円
退職給付引当金	513,892千円
貸倒引当金繰入限度超過額	9,125千円
ゴルフ会員権評価損否認	1,655千円
未払費用否認	31,053千円
減損損失	37,788千円
役員退職慰労金	39,639千円
未払事業税	20,359千円
その他	22,820千円
繰延税金資産小計	745,209千円
評価性引当額	225,102千円
繰延税金資産合計	520,107千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	11,967千円
繰延税金負債合計	11,967千円
繰延税金資産純額	508,140千円

(再評価に係る繰延税金負債)

土地の再評価に係る繰延税金負債	2,277,849千円
-----------------	-------------

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

名 称	議決権等の所有割合(%)	議決権等の被所有割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	取引条件及び取引条件の決定方針	科 目	期末残高(千円)
株式会社ノザウ商事	100		商品及び製品の売	1,268,571	注1・2・3	受取手形売掛金	277,927 146,049
			工事の発注及び材料仕入	1,421,199	注1・2・3	支払手形買掛金	363,815 100,536
			事務所の賃借	34,138	注1・2		
			資金の借入		注1	関係会社借入金	233,388

注1. 一般的取引条件を勘案して合理的に決定しております。

注2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

注3. 期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 320円56銭
(2) 1株当たり当期純利益 8円25銭

10. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

11. その他注記事項に関する事項

(1) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日 公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日 公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法及び同施行令第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

3,206,866千円

- (2) 手形流動化に伴う裏書譲渡高 1,237,173千円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月25日

株式会社 ノ ザ ワ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 山 康 二 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 竹 伸 幸 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノザワの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノザワ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月25日

株式会社 ノ ザ ワ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松 山 康 二 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 竹 伸 幸 [㊞]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノザワの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試算を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月28日

株式会社 ノザワ 監査役会

常勤監査役	吉田 慎 祐	㊤
社外監査役	浦 正 喜	㊤
社外監査役	出 島 信 彦	㊤
社外監査役	堀 田 昌 展	㊤

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保、安定的な配当の維持等を勘案し行うこととしております。

当期末配当につきましては、1株につき2円とさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金2円 総額46,681,928円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日

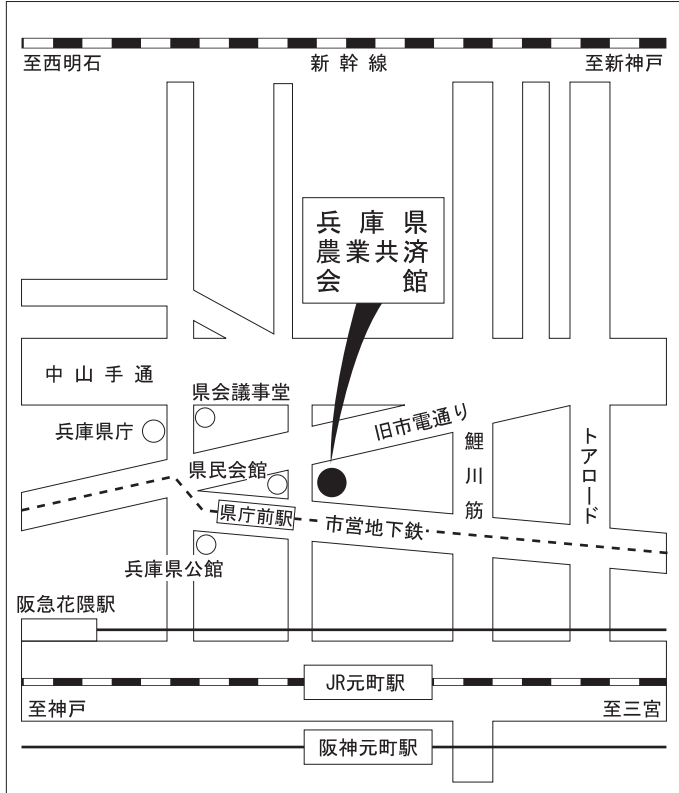
以 上

株主総会会場ご案内図

神戸市中央区下山手通4丁目15番3号

兵庫県農業共済会館 4階会議室

電話(078)332 7165



(市営地下鉄県庁前駅東出口 すぐ)
(JR・阪神元町駅東口より山側徒歩6分)